

住民基本台帳の閲覧状況

令和6年度分

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表いたします。

申出者の氏名 (申出者が法人の場合にあっては、その 名称及び代表者または管理人の氏名)	委託者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民票の範囲	
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	内閣府政策統括官	内閣官房が実施する「首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査」対象者抽出のため	令和6年5月29日	下見玉、北十条	令和6年5月1日時点で満18歳以上の男女
埼玉県総務部統計課長 福田 和有	総務省統計局統計調査部消費統計課	令和6年全国家計構造調査における住民基本台帳等の利用について	令和6年7月30日	根木120～268-4 関123-3～478 北十条8-3～138-4 北十条780-1～891-6 南十条56-1～67-1 南十条140-1～489-1 沼上313-6～799-2 古郡431～505-4	年齢指定なしの男女